

**京都市勧業館大規模改修基本計画作成業務  
受託候補者選定プロポーザル募集要項**

**1 委託業務の名称**

「京都市勧業館大規模改修基本計画」作成業務

**2 委託契約内容**

(1) 委託期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

ただし、一部については、令和8年8月31日（月）まで

(2) 委託金額の上限

60,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(3) 委託内容

別添1仕様書のとおり

**3 参加資格**

次の各号に掲げる事項を全て満たしていること

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者であること、又は、次に掲げる資格を有する者であること。

ア 代表者が成年後見人、被保佐人又は破産者でないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用するものではないこと。

ウ 引き続き1年以上営業を行っていること。

エ 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。

オ 京都市の市民税、固定資産税の未納がないこと。

カ 京都市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。

キ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。

- (2) 本委託業務の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加する者であること。

- (3) 本公募に係る書類提出期限の日から契約の締結の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。

- (4) 本委託業務を実施するのに必要な運営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。

- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、特定の候補者（候補者を含む。）や政党などを推薦し、支持し又は反対する目的の団体でないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 共同事業体による応募にあつては、以下の資格要件を全て満たすこと。
  - ア 共同事業体の全ての構成員は、上記(1)～(6)の要件を満たすこと。
  - イ 共同事業体の代表者は、共同事業体の構成員の中から選定することとし、本市の窓口となるとともに、共同事業体の正確な意思伝達を行うこと。
  - ウ 共同事業体の所在地は、共同事業体の代表者の所在地であること。
  - エ 共同事業体の全ての構成員は、別の参加者又は別の共同事業体の構成員として本公募に応募していないこと。
- (8) 次の事項を満たす実績又は能力を有すること。
  - ア 建築、電気設備、機械設備等の大規模改修について、十分な知識を有していること。
  - イ 大規模改修基本計画の作成等、類似事業の経験があること。
  - ウ 本市及び他の自治体や、他の公的機関からの受託実績を有していること。

#### 4 提出書類

- (1) 参加表明書（様式1）：1部
  - (2) 直近の決算書：1部
  - (3) 企画提案書（任意様式）：6部
  - (4) 会社概要（会社案内等）：6部
  - (5) 見積書（任意様式、積算根拠を明示すること。）：6部
- ※ 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない場合は、以下の書類を各1部提出すること。なお、調査同意書（水道料金・下水道料金）については、京都市内に事業所等を有さない者は提出不要とする。
- ・登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（法人のみ）※申請日前3箇月以内に発行のもの
  - ・印鑑証明書 ※申請日前3箇月以内に発行のもの
  - ・納税証明書（国税及び京都市税（本市所在の事業所でない場合は、本社の位置する自治体が発行する証明書））※申請日前3箇月以内に発行のもの
  - ・誓約書（様式2）
  - ・調査同意書（水道料金・下水道料金）（様式3）
- (6) 類似業務実績が分かる資料（任意様式）  
提出時から過去3年間において本業務に類似する業務又は企画提案に関連した類似業務の実績について記載すること。

#### 5 提出書類の提出方法

- (1) 提出方法  
持参、郵送又はメール

(2) 提出受付期間

令和8年3月16日（月）から3月30日（月）午後5時まで

※ 郵送の場合は当日の消印有効。

持参の場合は休日を除く平日午前9時から正午、午後1時から午後5時まで。

(3) 提出場所

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地  
京都市産業観光局クリエイティブ産業振興室 担当：中村、中田  
Mail：densan@city.kyoto.lg.jp  
Tel：075-222-3337

## 6 企画提案に関する質問・回答

(1) 受付期間

令和8年3月16日（月）から3月23日（月）午後5時まで

※ 期限後の質問は、一切受け付けない。

(2) 質疑の資格

「3 参加資格」を満たす者とする。

(3) 質問方法

- ・ 質問書は任意様式（メール本文でも可）とし、質問事項を簡潔に記すこと。
- ・ 電子メールにより、メール件名に「京都市勧業館大規模改修基本計画」作成業務プロポーザルに係る質問と明記すること。

(4) 受付先メールアドレス

densan@city.kyoto.lg.jp

(5) 回答予定日及び方法

令和8年3月25日（水）

質問及び回答については、京都市情報館の入札・公募型プロポーザル情報内の産業観光局ページ上に、質問者に関する情報を伏せて掲載する。

## 7 提案の審査・選定等

(1) 受託候補者の決定

「京都市勧業館大規模改修基本計画作成業務受託候補者選定委員会」が、**別添2**「評価基準」に基づいて行い、選定委員の平均点が60点以上の者の中から、点数が最も高い者を受託候補者として選定する。

なお、上記を満たす場合は、応募者が1社のみであっても、プロポーザルが成立することとする。

また、必要に応じて企画提案書提出事業者には、企画提案に係る説明を求める場合がある。その場合には、企画提案書提出事業者に別途通知する。

(2) 選定結果の通知

令和8年4月6日（月）以降に審査結果を通知する（様式4又は様式5）。

また、受託候補者の選定後、受託候補者及び応募者の評価点、受託候補者の選定理由について京都市情報館の入札・公募型プロポーザル情報内の産業観光局ページ上に公開する。

(3) 審査後の手続

選定した受託候補者と契約協議を行い、詳細な業務内容及び契約条件について合意した後に委託契約を締結する。受託候補者と契約条件について合意に達しなかったときは、次点の事業者を受託候補者として協議を行い、合意した後に委託契約を締結する。

また、受託候補者との協議において、仕様書や企画提案書の内容を一部修正する場合がある。

## 8 留意事項

(1) 失格となる参加表明書及び企画提案書

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出方法、提出受付期間、提出場所に適合しないもの

イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ 虚偽の内容が記載されているもの

(2) その他

ア 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、応募事業者の負担とする。

イ 提出書類は、受託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。また、提出書類は返却しない。

ウ 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等により、本市の承諾を得た場合のほかは認めない。

エ 本委託業務で生じた著作権等の知的財産は、全て京都市に帰属するものとする。

オ 受託事業者は、業務で知り得た情報及び業務に係る内容を第三者に漏らしたり、その他の目的に転用してはならない。

カ 本仕様書に記載のない事項、また仕様書に疑義が生じた場合は、京都市の指示に従うこと。

キ 業務の円滑な遂行のため、本市からの求めがあった場合は、受託事業者は、業務の進捗状況を報告すること。

ク 本件に係る令和8年度予算が成立しないときは、この公告は無効とする。この場合において、当該業務の準備行為等に係る費用がすでに発生していても、落札者はその費用を本市に請求することはできない。また本市が契約を締結しなかったため生じた損害の賠償についても、同様とする。